

学校施設使用に関する協定書

石垣市

石垣市立小学校放課後使用可能教室等活用指針に係る学校施設の使用に関する協定書

石垣市教育委員会教育長 (以下「甲」という。)、石垣市立 小学校校長 (以下「乙」という。) 及び 使用団体 代表 (以下「丙」という。) は、石垣市放課後子ども総合プラン行動計画 (以下「放課後子ども総合プラン」という。) の実施に伴い、石垣市立小学校放課後使用可能教室等 (以下「教室等」という。) の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定書は、石垣市学校施設の使用に関する規則 (以下「規則」という。) (昭和48年教育委員会規則第17号) 及び石垣市立学校施設の社会教育による長期使用に関する要領 (以下「要領」という。) (平成30年石垣市教育長決裁) の規定に基づき、学校施設及び設備の使用のうち、石垣市立小学校 (以下「小学校」という。) の教室等の施設を使用して、放課後子ども総合プラン及び石垣市立小学校放課後使用可能教室等活用指針により、施設を使用する際の協定に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用教室及び使用期間等)

第2条 使用許可施設、使用期間及び使用時間は次のとおりとする。

使用教室等	石垣市立 小学校
使用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
授業日	時 ~ 時
休業日	時 ~ 時

(使用者の遵守事項)

第3条 使用者は、規則及び要領のほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用施設の維持及び保全に努めること。
- (2) 使用施設の現状を変更し、又は許可以外の設備もしくは工作物を設けないこと。
- (3) 使用施設を第三者に使用させないこと。
- (4) 施設の使用に当たっては、甲及び乙の指示に従うこと。
- (5) 盗難、火災等、活動に伴う事故等に係る責任は丙が負うこと。
- (6) 児童の傷病等は、丙が対応を行うこと。但し、緊急を要する処置が必要な場合はこの限りではない。
- (7) 事故発生及び施設の異常を認めるときは、甲及び乙に報告すること。
- (8) その他、甲又は乙が指示する事項。

(安全管理)

第4条 活動時の安全管理については、甲が提供する安全管理マニュアルを参照に、乙と調整し実情に応じた安全管理マニュアルを作成すること。

(施設使用料)

第5条 施設使用料は、月額 円とする。

(実地検査等)

第6条 甲又は乙は、使用を許可した施設について、随時使用状況等の検査及び使用状況の報告を求めることができる。

(疑義等)

第7条 規則、要領及び協定書に定める事項のほか、施設使用に関し疑義が生じたときは、甲の決するところによる。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保管する。

年 月 日

甲 住 所

石垣市教育委員会
教育長

印

乙 住 所

石垣市立 小学校
校 長

印

丙 住 所

団体名
代表名

印